

第1回山梨県高等学校審議会

日 時 平成23年8月2日(火)

場 所 県庁北別館507会議室

山 梨 県 教 育 委 員 会

審 議 会 次 第

委 嘱 ・ 任 命 式

- 1 開 会
- 2 委嘱状・任命状の交付
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 閉 会

第 1 回 審 議 会

- 1 開 会
- 2 審議会の運営について
- 3 会長、副会長の選出
- 4 諮 問
- 5 会長あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 審議内容及び日程について
 - (2) 中高一貫教育の本県における検討の経緯と全国の動向について
- 7 閉 会

山梨県高等学校審議会 委員名簿

	氏 名	役職等	備 考
1	秋山 教之	山梨県高等学校長協会会長	
2	石川 恵	弁護士	
3	小田切 禎子	社会福祉法人千歳会 特別養護老人ホーム花菱荘施設長	
4	梶原 正孝	山梨県公立小中学校長会副会長	
5	岸本 千恵	NPO法人山梨県ボランティア協会事務局長	
6	柊 謙一	山梨県PTA協議会会長	
7	河野 木綿子	山梨県高等学校PTA連合会副会長	
8	輿水 豊	山梨県都市教育長会会長	
9	五味 武彦	公立大学法人山梨県立大学理事	
10	島村 茂幸	社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長	
11	手塚 茂松	山梨県公立小中学校長会会長	
12	寺崎 弘昭	国立大学法人山梨大学教育人間科学部長	
13	野村千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
14	原 功三	東京エレクトロン山梨株式会社取締役会長	
15	増坪 愛子	山梨県市町村教育委員会連合会会長	
16	依田 正司	山梨県中小企業団体中央会常務理事	

山梨県高等学校審議会 事務局員名簿

所 属	役 職	氏 名
教育委員会事務局	教 育 次 長	小林 明
義 務 教 育 課	課 長	堀之内 睦男
高 校 教 育 課	課 長	長田 正樹
新しい学校づくり推進室	室 長	池田 友博
教育委員会事務局	主 幹	半田 昭仁
新しい学校づくり推進室	室 長 補 佐	加賀美 史朗
	主 幹	古河 通也
	主 幹	小俣 岳
	主 査	岩出 修司
	副 主 査	早川 一也

○山梨県附属機関の設置に関する条例（抜粋）

昭和六十年三月二十九日

山梨県条例第三号

（趣旨）

第一条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第二条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県高等学校審議会

3 前二項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第一の担当事務欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第四条 附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

（会長等）

第五条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第七条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一(第二条、第四条関係)

二 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県高等学校審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び答申に関する事務 一 高等学校の教育制度（中学校と高等学校との連携を含む。）に関する事項 二 高等学校の入学選抜制度に関する事項 三 その他高等学校に関する重要事項	十八人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	二年

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（抜粋）

昭和六十年三月二十九日
山梨県教育委員会規則第十一号

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第四条 条例第五条第一項の規定により、附属機関に会長及び副会長一人を置く。

（定足数の特例）

第五条 条例第六条第二項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

附属機関	定足数
山梨県高等学校審議会	過半数

（庶務）

第十三条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。

附属機関	所属
山梨県高等学校審議会	高校教育課

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

平成23年度高等学校審議会 スケジュール (案)

開催時期	会 議	内 容
8月2日	第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱・任命 ・諮問 ・審議内容及び日程について ・中高一貫教育の本県における検討の経緯と全国の動向について
9月上旬	第2回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の中等教育の現状と課題について
10月上旬	第3回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫教育校設置に向けての課題と対応 ・教育内容、設置形態、学校規模等について
11月上旬	第4回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・設置地域、設置時期等について ・まとめ
11月下旬	第1回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申の起草
12月下旬	第2回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申の起草
1月下旬	第5回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申の審議
2月上旬	答 申	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申の提出

中高一貫教育は、平成9年6月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第2次答申）」の提言を踏まえ、平成10年6月の学校教育法等の関係法律の改正により、平成11年4月に制度化された。

中高一貫教育の選択的導入は、言わば「縦の多様化・複線化」を実現するものであり、中等教育全体の多様化・複線化、更には学校制度の複線化構造を進めるものとして重要な意義を持つ。



(1) 中高一貫教育校の設置形態

中高一貫教育校は、生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3つの設置形態がある。

○中等教育学校

一つの学校において、一体的に中高一貫教育を行う形態

○併設型の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態

○連携型の中学校・高等学校

既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施する形態

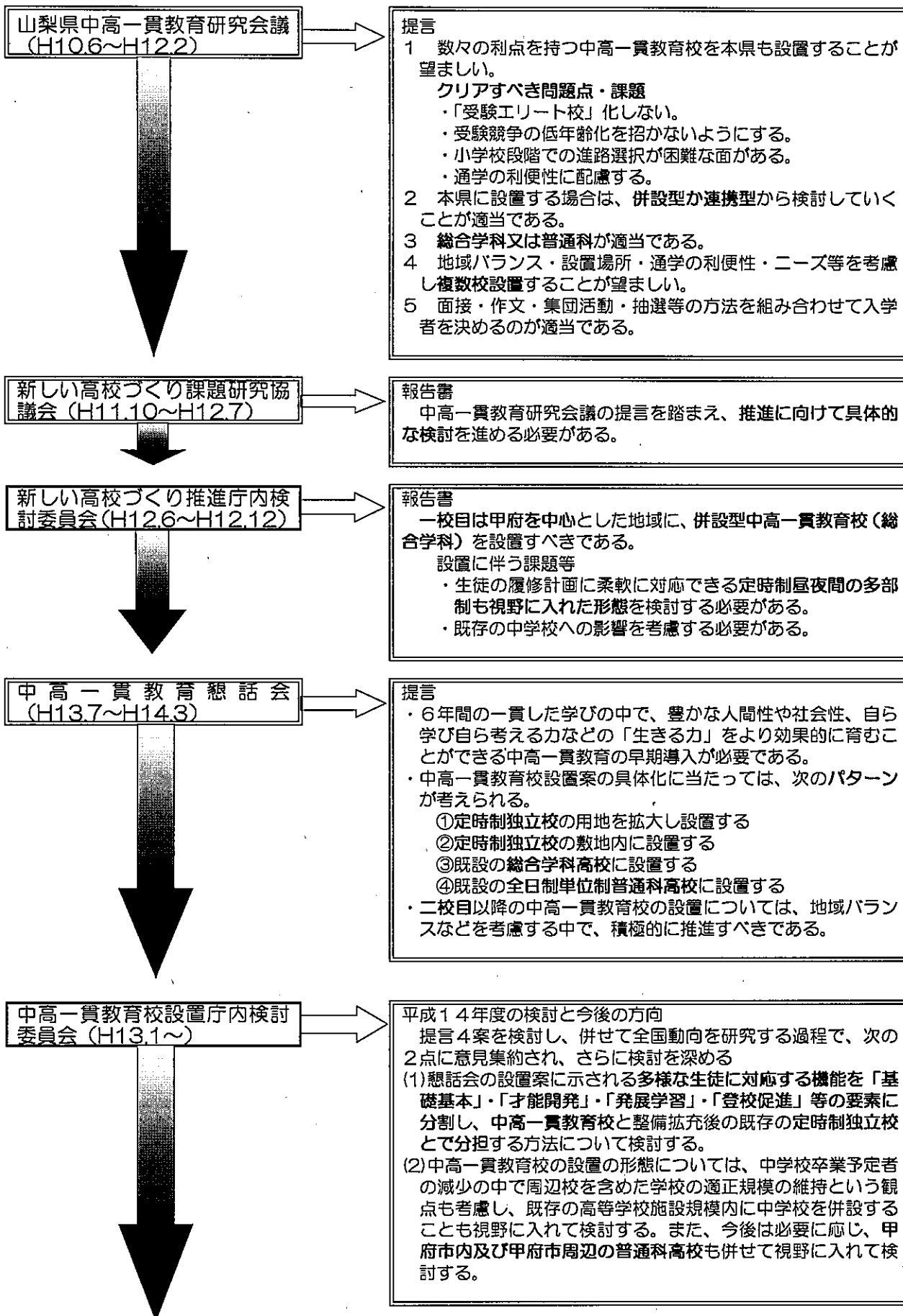
(2) 導入の利点

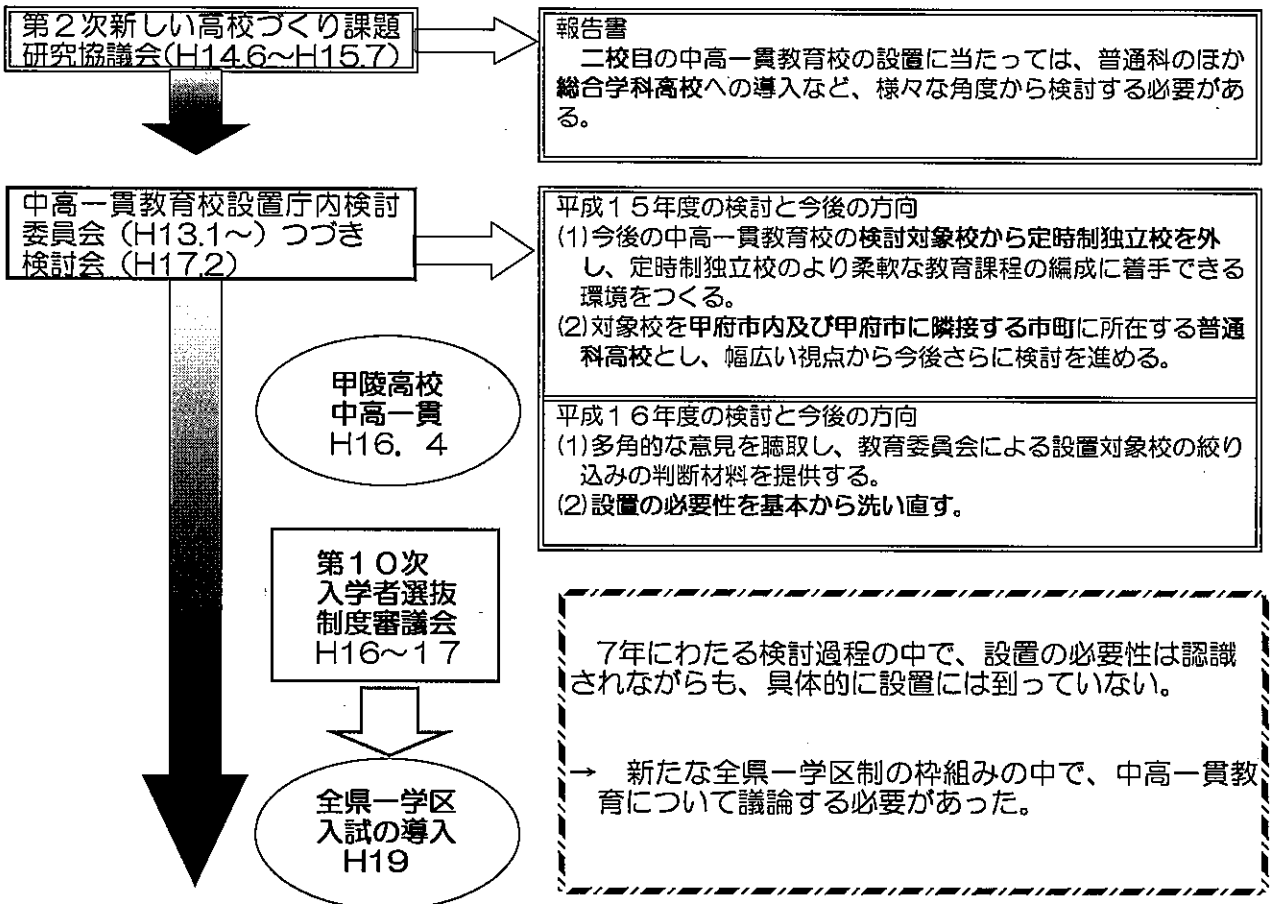
- ① 高等学校入学者選抜がなく、「ゆとり」のある安定的な学校生活が送れること。
- ② 6年間の計画的・継続的な教育指導により、効果的で一貫した教育が可能となること。
- ③ 6年間にわたり生徒を継続的に把握できるため、生徒の個性を伸ばしたり、優れた才能の発見がより可能となること。
- ④ 中学1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動により、社会性や豊かな人間性をより育成できること。

(3) 導入上の課題と対応等

- ① 受験競争の低年齢化につながるおそれ→学力試験を行わないなど、入学者選抜方法を工夫
- ② 受験準備に偏した教育が行われるおそれ→カリキュラム編成を工夫（普通科タイプの場合には特に配慮が必要）
- ③ 心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため、学校運営が困難化するおそれ→日常の指導や学校運営に当たって、教員が緊密に連携し、きめ細かな配慮をしていく
- ④ 生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるおそれ→「ゆとり」の中で、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねることなどを通じて豊かな学習を行えるようにするとともに、途中で転学を希望する生徒に対して十分に配慮することが必要

本県における中高一貫教育の検討状況





県立高等学校整備基本構想 (H21. 10)

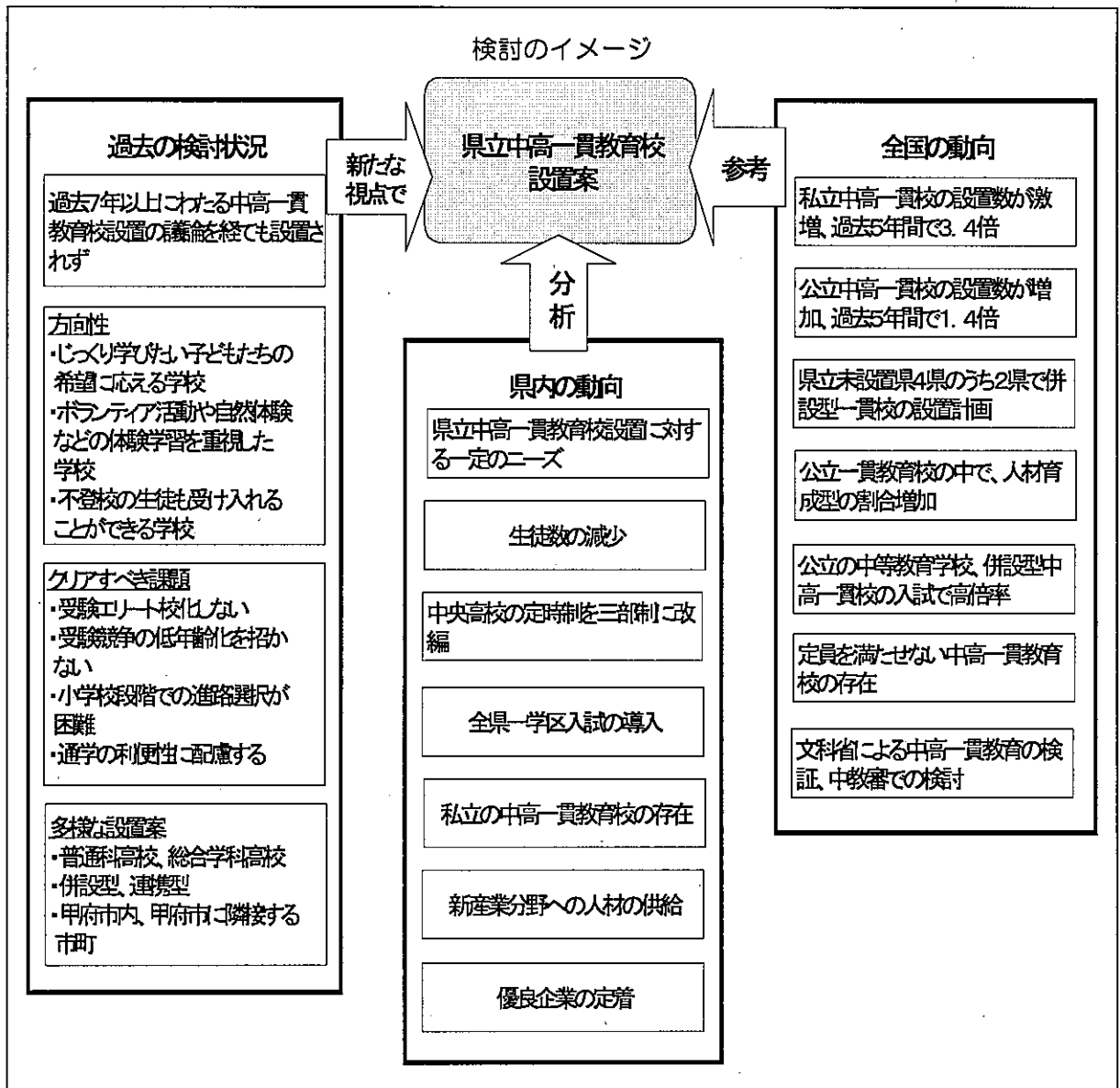
中高一貫教育の目指すものが時代とともに変化してきていることを考慮しつつ、本県の目指す中高一貫教育の方向性を明確にし、設置の必要性を基本から洗い直した上で、設置場所、設置時期、設置形態等について早期に検討を進めます。

- 中高一貫教育校の全国の設置状況を見ると、平成20年4月現在、公立は158校が設置されていますが、10都道府県で5校以上設置している一方で、19府県では2校以下であるなど、各都道府県によって温度差があります。
 - 本県には、市立1校が設置されています。しかし、県立については、これまで中高一貫教育懇話会等の多くの会議で検討が行われ、導入することが望ましいとされてきましたが、受験エリート校化、受験競争の低年齢化、小学校段階での進路選択などに関する様々な議論があり、具体的な方向性を示すまでに至っていません。
 - これまで、「ゆとり」ある学校生活の中で生徒の個性や創造性を伸ばすことが期待され、国際教育や英語教育、芸術、情報といった教育内容を主とした学校が設置されてきましたが、最近社会のリーダーとなるような人材の育成を目指して進学を主体にした中高一貫教育校を設置している県や、管内のすべての小中学校で9年間の小中一貫教育の導入を計画している自治体もあります。
 - 今後は、新たな視点に立ち、全国の設置状況も参考にしつつ設置の検討を行う必要があります。
- ※ 設置状況等のデータは、「県立高等学校整備基本構想」策定時

中高一貫教育庁内検討委員会 (H22. 6～)

検討の方向性 □⇒ 設置する方向で検討

- ・過去の検討の経緯を踏まえた上で、本県の教育を取り巻く状況を分析し、ここ数年の各県の設置状況等の全国的な動向を参考にしながら、本県の目指す中高一貫教育の方向性を検討した。
- ・県立の中高一貫教育校については、全国において順次設置が進んでいることに加え、本県の人材育成に有効であること、市立・私立のみが設置されている本県にあっては、中等教育の複線化の必要性が高いことなどから、「設置する方向」で検討を進めることとし、その場合、どのような中高一貫教育が本県に相応しいか検討した。



全国的な整備状況 H22年度4月現在

平成11年1月に閣議決定された「生活空間倍増戦略プラン」及び平成13年1月に策定された文部科学省の「21世紀教育新生プラン」において、「当面、高等学校の通学範囲（全国で500程度）に少なくとも1校整備されること」との整備目標が示されている。この目標は、生徒や保護者にとって、実質的に中高一貫教育の選択を可能とするために、当面必要な数を示したものであり、その実現整備が求められている。

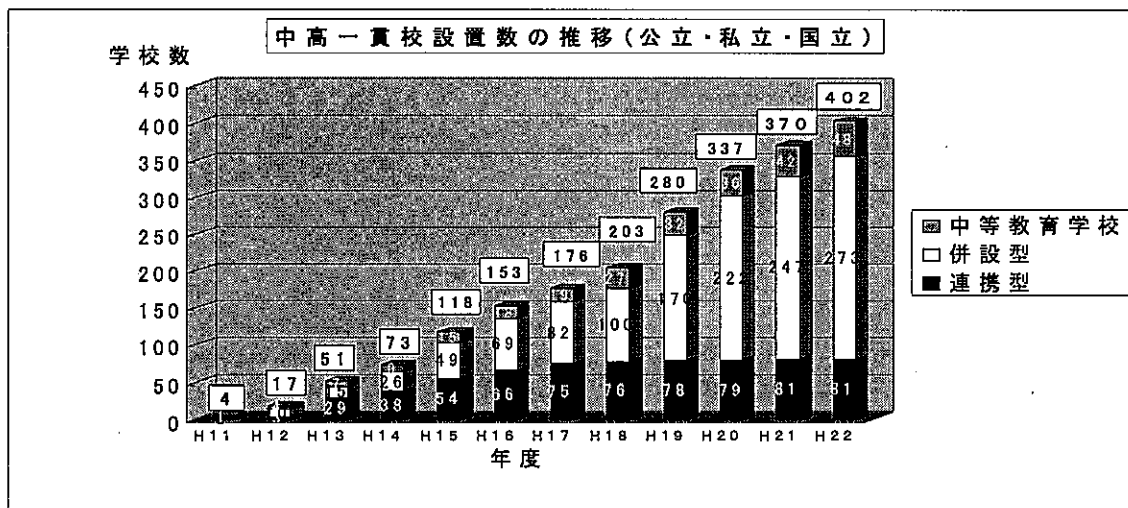
平成22年度の設置状況の内訳

区分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公立	28 (25)	68 (63)	80 (80)	176 (168)
私立	16 (13)	204 (183)	1 (1)	221 (197)
国立	4 (4)	1 (1)	0 (0)	5 (5)
計	48 (42)	273 (247)	81 (81)	402 (370)

注1 ()内は平成21年度の設置校数

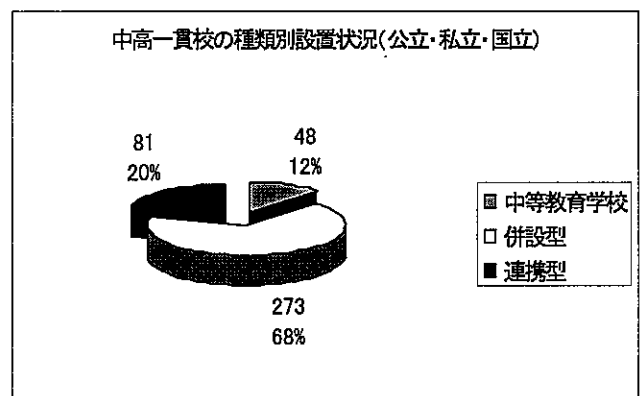
注2 併設型及び連携型は、中学校・高等学校1組を1校として集計

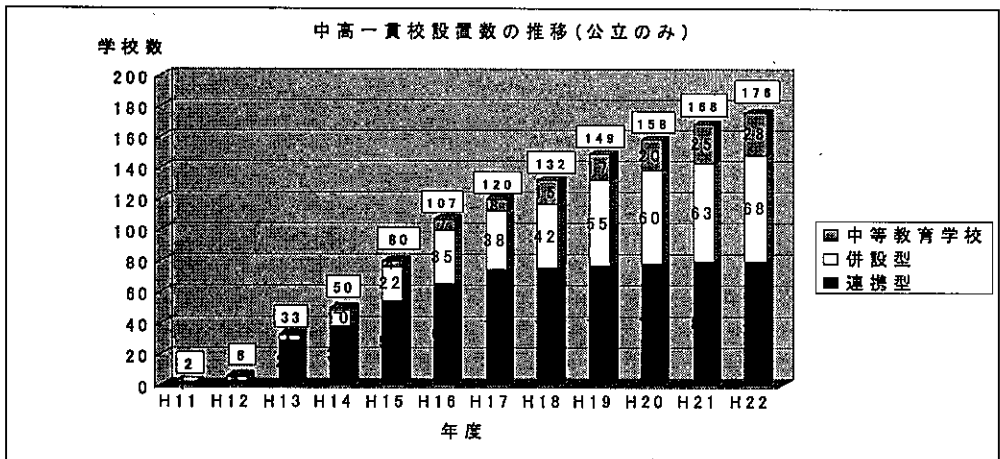
注3 平成15年度に和歌山県、平成21年度に神奈川県で設置された国立大学附属中学校・県立高校の連携型中高一貫教育校は、公立に含めて集計



特徴1 設置校数は増加傾向が続いている

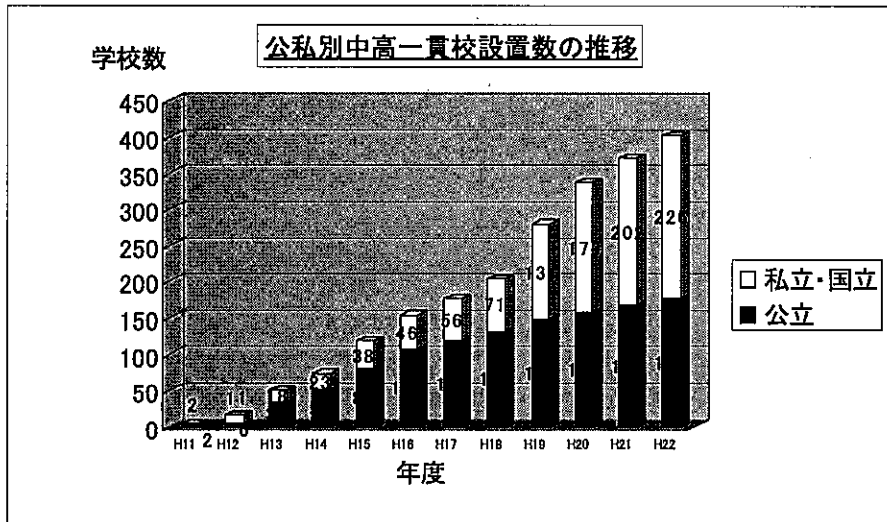
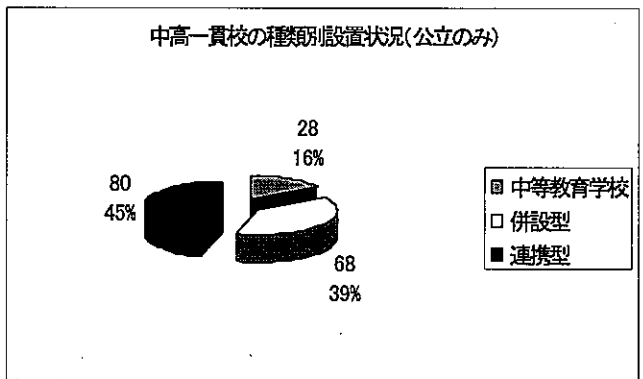
平成21年度の370校に比較して32校増加し、平成22年4月現在402校となっている。平成23年度以降に設置が予定されている中高一貫校は31校（中等教育学校3校、併設型25校、連携型3校）である。





特徴2 公立校も一定の割合で増加

公立の中高一貫校が設置されている県は44都道府県で、そのうち41都道府県においては複数校が設置されている。



過去5年間の増加率では私立の増加が著しい。

公立

132→176 1.3倍

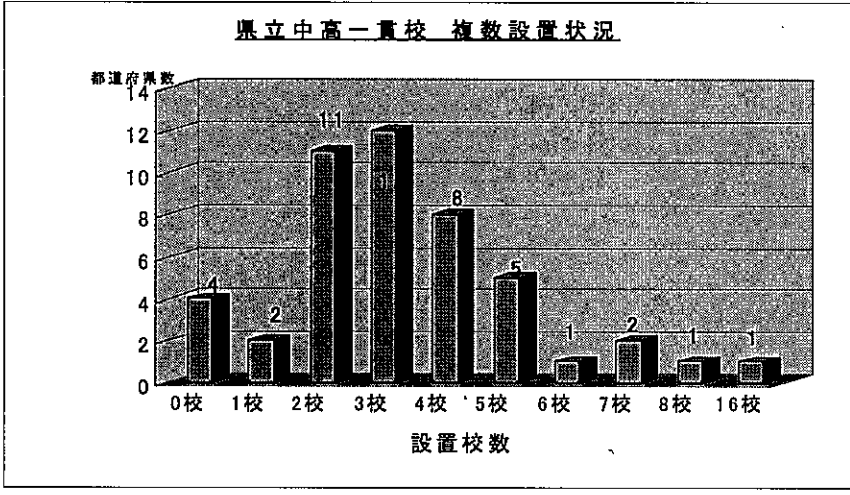
私立・国立

71→226 3.2倍

山梨県の規模に近い県での設置状況

	都道府県名	中等教育校	併設型	連携型	計	県立以外の公立	公立合計	人口(万)
5	秋田県		2		2	1	3	110
16	富山県				0		0	110
30	和歌山県		5	2	7		7	101
37	香川県		2		2		2	100
19	山梨県				0	1	1	87
41	佐賀県		4	1	5		5	85
18	福井県			4	4		4	82
36	徳島県		3	2	5		5	79
39	高知県		3	3	6		6	77
32	島根県			2	2		2	72
31	鳥取県				0		0	59

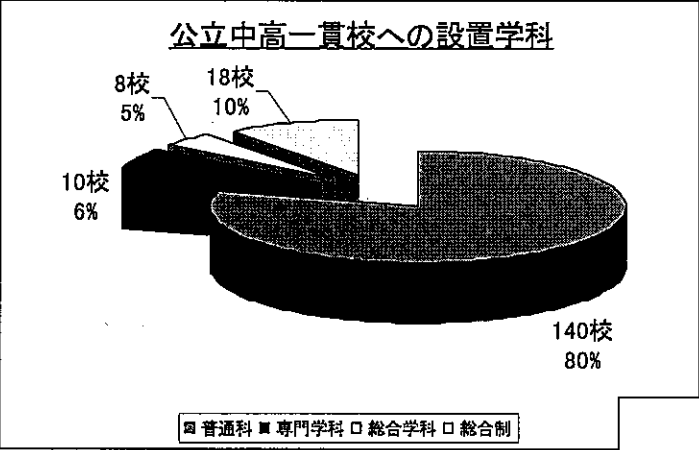
県立中高一貫校 複数設置状況



都道府県立の中高一貫校の状況

- ・設置が多い都道県
16校…東京都
8校…北海道
7校…新潟県、和歌山県
- ・設置がない県
4県… 長野県、富山県、鳥取県、山梨県

公立中高一貫校への設置学科

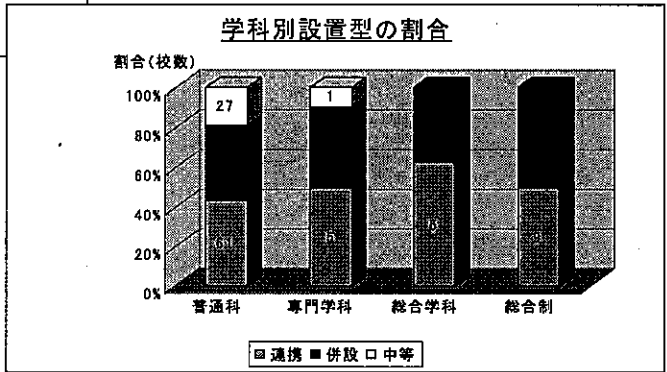


特徴3 設置学科は普通科が8割

- ・普通科に次いで、普通科と専門学科を併置する総合制の学校が多く、この二つで全体の9割を占める。
- ・課程別では全176校のうち定時制課程は1校（岡山後楽館高校）のみ。

・専門学科は工業科2校、商業科1校、理数科2校、その他5校で、工業科と商業科は連携型である。

学科別設置型の割合

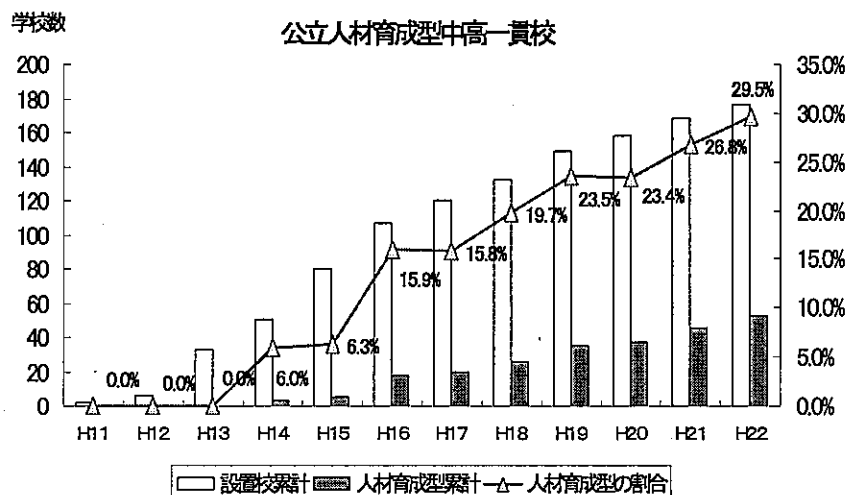


特徴4 「人材育成型」の割合が増加

公立の中高一貫校の中で、社会のリーダーとなるような人材の育成に重点をおく学校（人材育成型）の割合が増加している。

*45校(H21)→52校(H22)

公立人材育成型中高一貫校



他県での対応例

◎平成23年度以降の設置予定 → 31校 そのうち 公立は15校

- 中等教育学校：1校 → 茨城県
- 併設型： 11校 → 山形県、茨城県、栃木都、長野県2、滋賀県2、長崎県、熊本県、川崎市、横浜市
- 連携型： 3校 → 長野県、大阪府、大分県

◎公立未設置県での対応

【長野県】 公立なし

私立 長野日本大学高校（併設 H16～）中学校75名、高校320名
佐久長聖高校（併設 H19～）中学校140名、高校 名
長野清泉女学院高校（併設 H21～）中学校 名、高校225名
松本秀峰中等教育学校（中等 H22～）80名

千曲市 屋代高校が併設公立中高一貫校を要望
→ H21年12月決定 H24年4月併設型中高一貫校開校予定

*理数科+SSH
(リーダー育成型)

諏訪市 諏訪清陵高校が併設公立中高一貫校を要望
→ H23年 1月決定 H26年4月併設型中高一貫校開校予定

*SSH
(リーダー育成型)

【鳥取県】 公立なし

私立 湯梨浜高校（併設 H18～） 中学校30名、高校20名

県立中高一貫校：鳥取東、第1候補に2013年度開校目指す
* 毎日新聞 2010年2月11日 地方版



学校法人による中高一貫教育校設置に向けた検討が行われているため、当面、この動きを見守る。
学校法人での設置が難しくなった場合に、改めて県立での設置を検討する。

【富山県】 公立なし

私立 片山学園高校（併設 H20～）中学校100名

H23年4月末現在 具体的な設置の動きはなし

県内の中高一貫校について

○ 県内設置校の概要

学校名	設置別	所在地	設置型	設置年	中学定員	高校定員
北杜市立 甲陵	市立	北杜市長坂町	併設	H16	40	120
駿台甲府	私立	甲府市上今井町	併設	H20	140	300
山梨学院大付属	私立	甲府市酒折	併設	H20	111	320
富士学苑	私立	富士吉田市緑ヶ丘	併設	H22	30	200

○ 甲陵中学校・高等学校（併設型）の概要

*学校HPより

中・高一貫教育の指針

—豊かな環境 確かな学力 あなたの夢を実現します—
 ◇自分の可能性にチャレンジ —挑戦 探求 創造 貢献—
 ◇継続的、計画的、効率的な教育の実現
 <教育目標> 高い志を持った気骨ある人材の育成
 「ゆとり」のなかで、それぞれの個性を尊重した効果的な教育の実現
 「つながり」のなかで、継続して行う計画的で特色ある教育の推進
 「こうりゅう」のなかで、たくましく豊かな人間性を育む教育の重視

<中学校> 創立 平成16年4月 2学期制 教員数15名 生徒数120名

校訓：立志躬行

教育目標 高い志を持った気骨ある生徒の育成

めざす生徒像

- 健康で、たくましい生徒
- 知性が豊かで、創造的な生徒
- 徳性が高く、自己を磨く生徒
- 感性に富み、心豊かな生徒
- 歴史文化に関心をもつ生徒

入学者選抜 ・募集定員 40名

・選抜の方法 適性検査、作文、面接、調査書を総合判定する。

特色ある教育活動

(1) 確実に身につく基礎・基本の力 (2) 着実に身につく情報活用能力
 (3) 自ら工夫して身につく自己教育力 (4) 体験活動から身につくたくましさや思いやりの心

<高校> 創立 昭和32年4月 全日制・単位制・2学期制 教員数 53名 生徒数 358名

校訓：立志躬行

教育目標 たくましく、正しく、美しい人生の創造者を育成する。

1 生徒・保護者のニーズにこたえる

① 自主性を重んじる単位制 ② 教師を選べる講座選択制 ③ 質の高い教育を低廉な学費で

2 独自の教育システム

① 3年分+受験対策 ② 4コマ/日授業 ③ 週間テスト ④ 英語で学ぶ学習プログラム 等

入学者選抜 ・募集定員 普通科特進コース120名（併設中からの内定者40名を含む。）

・試験区分 一般入試前期 50% 一般入試後期 50%

・入試科目 国語、数学、英語、面接（面接は前期のみ）

公立中高一貫教育校の見直し 文科省の姿勢

- 政府の規制改革会議において、公立中高一貫教育校における受験競争の過熱化が問題に
→ 「規制改革推進のための3カ年計画」(H21.3閣議決定)で、公立の中高一貫教育に関する
問題点の是正が求められた。
- 文部科学省の対応
 - ① 中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中
高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。
 - ② 中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現
段階における検証を行い、改善方策等について検討する。

※中央教育審議会の「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」において審議中
現在、主な意見等の整理を行っている段階